

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年二月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一〇―四―三四

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(有害な業務に係る措置)	(有害な業務に係る措置)

第十六条 (略)

2 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、特定有害業務の行われる場所について定期に勤務環境を検査し、及びその結果について記録を作成しておかなければならない。

3・4 (略)

別表第二 特定有害業務 (第十六条、第二十五条、第二十六条関係)

一 次に掲げる物質を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気膠質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務

1～6 (略)

7 クロム酸及びその塩並びに重クロム酸及

第十六条 (略)

2 各省各庁の長は、特定有害業務の行なわれる場所については、人事院の定めるところにより、定期に勤務環境を検査し、及びその結果について記録を作成しておかなければならない。

3・4 (略)

別表第二 特定有害業務 (第十六条、第二十五条、第二十六条関係)

一 次に掲げる物質を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気膠質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務

1～6 (略)

7 クローム及びその化合物

びその塩

8
～
13 (略)

14 シアン化カリウム、シアン化水素及びシ

アン化ナトリウム

15
～
17 (略)

18 オルト・フタロジニトリル

19
～
22 (略)

23 二酸化硫黄

24
・
25 (略)

26 ベンゼン

27 フェノール

28 アルファ・ナフチルアミン及びその塩

8
～
13 (略)

14 シアン及びその化合物（アクリロニトリ

ル、トリレンジイソシアネート（TDI）

及びオルト・フタロジニトリルを除く。）

15
～
17 (略)

18 オルト・フタロジニトリル

19
～
22 (略)

23 二酸化いおう

24
・
25 (略)

26 ベンゼン及びその同族体

(新設)

27 アルファ・ナフチルアミン及びその塩、

- 37| 芳香族ニトロ化合物及び芳香族アミノ化合物（アルファ―ナフチルアミン及びその塩、ベータ―ナフチルアミン及びその塩、オルト―トリジン及びその塩、ジアニジン及びその塩、ジクロルベンジン及びその塩、マゼンタ、ベンジン及びその塩、オーラミン、パラ―ジメチルアミノアゾベンゼン、パラ―ニトロクロルベンゼン、四―アミノジフェニル及びその塩並びに四―ニトロジフェニル及びその塩を除く。）
- 38| パラ―ジメチルアミノアゾベンゼン
- 39| パラ―ニトロクロルベンゼン
- 40| 四―アミノジフェニル及びその塩

- 28| ベンゼン及びその同族体のニトロ誘導体及びアミノ誘導体（27に掲げる物質を除く。）

（新設）

（新設）

（新設）

41| 四―ニトロジフェニル及びその塩

42| 芳香族炭化水素のハロゲン置換体（三・

三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニ

ルメタン、ベンゾトリクロリド、ペンタク

ロルフエノール（PCP）及びそのナトリ

ウム塩、オルト―ジクロルベンゼン並びに

クロルベンゼンを除く。）

43| （略）

44| ベンゾトリクロリド

45| ペンタクロルフエノール（PCP）及び

そのナトリウム塩

46| （略）

47| 脂肪族炭化水素のハロゲン置換体（塩化

（新設）

29| 芳香族炭化水素のハロゲン置換体（三・

三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニ

ルメタンを除く。）

30| （略）

（新設）

（新設）

31| （略）

32| 脂肪族炭化水素のハロゲン置換体（塩化

ビニル、一・二―ジクロロプロパン、クロホルム、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）、一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）、ジクロロメタン（二塩化メチレン）、テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、臭化メチル、一・一・一―トリクロルエタン及び一・二―ジクロルエチレン（二塩化アセチレン）を除く。）

48| 49| (略)

50| クロロホルム

ビニル、一・二―ジクロロプロパン、クロホルム、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）、一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）、ジクロロメタン（二塩化メチレン）、テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）及びトリクロロエチレンを除く。）

33| 34| (略)

35| クロロホルム、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）及び一・

51| 四塩化炭素

52| 一・二―ジクロロエタン (二塩化エチレ

ン)

53| 一・一・二・二―テトラクロロエタン (

四塩化アセチレン)

54| (略)

55| テトラクロロエチレン (パークロルエチ

レン)

56| トリクロロエチレン

57| 臭化メチル

58|
59| (略)

一・二・二―テトラクロロエタン (四塩化

アセチレン)

(新設)

(新設)

(新設)

36| (略)

37| テトラクロロエチレン (パークロルエチ

レン) 及びトリクロロエチレン

(新設)

(新設)

38|
39| (略)

60| ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを
除き、粉状の物質に限る。）

61| 5
80| （略）

（削る）

81| （略）

82| 溶接ヒューム

83| 有機溶剤（82|までに掲げる有機溶剤を除
く。）

84| 酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐
食性物質（エチレンオキシドを除く。）

85| エチレンオキシド

86| （略）

40| ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを
除き、粉状の物質に限る。別表第二の二第
二号27において同じ。）

41| 5
60| （略）

61| オルトートルイジン

62| （略）

（新設）

63| 有機溶剤（62|までに掲げる有機溶剤を除
く。）

64| 酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐
しよく性物質

（新設）

65| （略）

二〇十二 (略)

別表第二の二 特別の保存期間を必要とする記録書及びその保存期間（第十六条、第二十五条関係）

記録書	保存期間
(略)	(略)
二 特定有害業務のうち次に掲げる物質を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書	(略)
1～8 (略)	
9 オルトートルイジン	

二〇十二 (略)

別表第二の二 特別の保存期間を必要とする記録書及びその保存期間（第十六条、第二十五条関係）

記録書	保存期間
(略)	(略)
二 特定有害業務のうち次に掲げる物質を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書	(略)
1～8 (略)	
(新設)	

(略)	<p>45・46 (略)</p> <p>44 エチレンオキシド</p> <p>43 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>32 ↳ 42 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>29 ↳ 31 (略)</p> <p>粉状の物質に限る。</p> <p>ケルカルボニルを除き、</p> <p>28 ニッケル化合物(ニツ</p> <p>10 ↳ 27 (略)</p>
(略)	

(略)	<p>45・46 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>44 (略)</p> <p>43 オルトトールイジン</p> <p>32 ↳ 42 (略)</p> <p>31 エチレンオキシド</p> <p>28 ↳ 30 (略)</p> <p>27 ニッケル化合物</p> <p>9 ↳ 26 (略)</p>
(略)	

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。